



## 2,500g未満でご出産された方へ

### マイナンバー制度導入に伴う個人番号および本人確認のお願い

平成28年1月1日より、低体重児届(2,500g未満で出生されたお子さんの届出)の際には、「産婦(ご出産されたお母さん)」と「新生児(お生まれになったお子さん)」の個人番号が必要となります。

以下の欄に、個人番号を記載し、出生届の際にお持ちいただくか、郵送をお願いいたします。

(郵送される際は、**特定記録郵便**での郵送をお願いいたします。)

**※個人番号は特別な個人情報であるため、必ず特定記録郵便(郵便物の引受けを記録する郵便)で郵送してください。**

なお、お生まれになったお子さんの個人番号については、決定まで時間を要するため、本票提出時は空欄で結構です。

#### \* 窓口に出される方

「産婦(ご出産されたお母さん)」の個人番号を以下にご記入ください。

#### \* 郵送で提出される方

母子保健サービス登録票(本票)を裏表記載の上、ご出産されたお母さんの以下の書類を同封してください。

- ・個人番号カードをお持ちの場合、そのコピーを同封してください。
- ・個人番号カードをお持ちでない場合、①と②もしくは③を同封してください。

①通知カードのコピーもしくは、個人番号付きの住民票

②運転免許証、もしくはパスポートなど顔写真付き身分証明書のコピーを1種類提出

③健康保険証・年金手帳・公的な証書など顔写真のついていない物は2種類提出

### 個人番号記載欄

産婦個人番号																				
新生児個人番号 (通知が届いていない方は 記載しなくて結構です)																				

問い合わせ先: 鎌ヶ谷市役所健康増進課 母子保健係 TEL047-445-1141(代表)  
047-445-1393(直通)